

## 税の申告をお忘れなく

### ★雑損控除の適用には申告が必要です

台風・大雨等により住宅や家財など、所有する資産に被害(一部損壊を含む)を受けた場合は、申告を行うことにより所得税および市県民税において、雑損控除が適用される場合があります。確定申告で雑損控除を申告された場合、市への申告は不要です。

災害により被害を受けた場合の確定申告および国税に関する税務手続きについては、税務署へお問い合わせください。  
問【市県民税に関すること】市民税課☎214・8637(青葉区・泉区)、☎214・8638(宮城野区・若林区・太白区)、【所得税および国税に関すること】仙台北税務署☎222・8121、仙台中税務署☎783・7831、仙台南税務署☎306・8001

### ★令和元年分所得税および復興特別所得税等の確定申告が始まります

◆確定申告書の作成はスマートフォンやタブレット端末から  
確定申告の時期は、税務署や申告書作成会場が大変混雑し、確定申告書の作成に相当時間を要します。

スマートフォン(読み取り機能付き)でマイナンバーカードを読み取るか、税務署で発行したIDとパスワードがあれば、マイナンバーカード等がなくても、スマートフォンやタブレット端末から電子申告(e-Tax)で確定申告書を提出できます。詳しくは国税庁ホームページ<https://www.nta.go.jp/>をご覧ください。

### ◆申告書作成会場を開設します

●開設期間＝2月17日(月)～3月16日(月)(土・日曜日を除く。ただし、2月24日(振休)、3月1日(日)は開設) ●会場＝アズテックミュージアム(太白区中田町杉ノ下18)、仙台北税務署(青葉区上杉1-1-1)、仙台中税務署(若林区卸町3-8-5)

### ◆医療費控除を受けられる方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際は領収書の提出(提示)が不要となり、「医療費控除の明細書」を作成して提出することになりました。ただし領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

### ◆マイナンバーの記載と本人確認書類の提示等が必要です

確定申告書を提出する際には、①マイナンバーの記載②本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。  
問仙台北税務署☎222・8121、仙台中税務署☎783・7831、仙台南税務署☎306・8001

### ★事業主の方は給与支払報告書の提出をお忘れなく

令和2年度(令和元年分)の給与支払報告書は、1月31日(金)までに市役所北庁舎5階市民税課へ提出してください。なお、給与支払報告書には、本人、控除対象配偶者および扶養親族のマイナンバーの記載が必要となります。  
問市民税課☎214・1009

### ★国税のダイレクト納付が便利です

ダイレクト納付は電子申告(e-Tax)で申告した国税を口座引き落としで納付する手続きです。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。  
問仙台北税務署☎222・8121、仙台中税務署☎783・7831、仙台南税務署☎306・8001

### ★税理士会による確定申告の無料相談会の開催

●日時＝2月1日・8日・15日各土曜日9:30～15:30(来場者が多い場合は、予定より早く受け付けを終了します)  
●会場＝東北税理士会館(若林区新寺1-7-41) ●対象＝年金や給与所得があり還付申告をされる方および小規模な個人事業経営者(ただし、土地・建物および有価証券の譲渡所得のある方を除く) ●確定申告の必要書類等を持参の上、直接会場へ  
問東北税理士会☎293・0503

### ★申告により市県民税の住宅ローン控除の適用を受ける方へ

所得税の確定申告をすることにより市県民税に適用されますので、市への申告は不要です。所得税の住宅ローン控除の適用を受ける最初の年分は、必ず「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を添付して税務署へ確定申告をしてください。

2年目以降の適用を確定申告により受ける場合は、確定申告書第2表「特例適用条文等」欄に、必ず居住開始年月日等の必要事項を記載してください。

問市民税課☎214・8637(青葉区・泉区)、☎214・8638(宮城野区・若林区・太白区)

### ★特定配当等に係る所得金額または特定株式等譲渡所得金額の申告のお知らせ

所得税と異なる課税方式を選択する場合は、市へ「市民税・県民税申告書付表(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用)」の提出が必要です。納税通知書が送達されるタイミングまでに提出されない場合、課税方式の選択は行えなくなりますので、必ず期限までに提出してください。様式は市役所北庁舎5階市民税課で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。  
問市民税課☎214・8637(青葉区・泉区)、☎214・8638(宮城野区・若林区・太白区)

問市民税課☎214・8637(青葉区・泉区)、☎214・8638(宮城野区・若林区・太白区)

### ★償却資産(固定資産税)の申告は1月31日まで

1月1日現在で市内に固定資産税の対象となる償却資産(事業用の機械・備品・構築物等)をお持ちの法人または個人の方は、1月31日(金)までに市役所北庁舎1階資産課税課に申告が必要です。期限間近は窓口が混み合いますので、お早めに申告をお願いします。申告書の書き方等については、市ホームページでもご覧いただけます。なお、申告書が届いていない場合は、お問い合わせください。  
問資産課税課☎214・8619

### 市県民税の納期は1月31日です

市県民税第4期分は、お近くの金融機関などで1月31日(金)までに納めてください。口座振替をご利用の方も1月31日(金)に振り替えになります。  
問収納管理課☎214・1010

### 振り込み詐欺にご注意ください!

税務職員が、還付金の受け取りなどのために現金自動預払機(ATM)の操作を求めることはありません。不審に感じたときは、即答せずにお問い合わせください。  
問税制課☎214・8622

山形／仙台／東北ワークフ  
エス in 仙台／企業・業界研究会  
●日時＝2月11日(祝)午後1時～4時半 ●会場＝仙台国際センター1展示棟 ●内容＝東北の企業47社による会社紹介や仕事内容等についての説明 ●対象＝令和3年3月に大学、短大、専門学校等を卒業予定の方 ●直接会場へ 問地域産業支援課☎214・1007

個人情報セキュリティ研修  
市の個人情報を取り扱う業務を受託する予定がある事業者の個人情報保護責任者を対象にした研修です(受講は外部委託に関するガイドラインにより義務

② 2/15 (出)	① 1/29 (水)	日時
10:00～11:15		会場
市役所本庁舎8階ホ ール	泉区役所東庁舎5階	

保健・福祉  
仙台すくすくサポート事業  
入会説明会

付られています。●日時＝1月23日(木)午後1時半～5時 ●会場＝野村不動産仙台青葉通ビル(青葉区中央3-2-23)6階 ●定員＝30人〔先着〕。1社につき2人まで  
申1月9日午前10時から電話で富士通エフ・オー・エム(株)☎264・3710 問ICT推進課☎214・1260

●対象＝子どもを預けたい方(利用時間に応じた費用がかかります)と、預かることができる方 ●託児有り(1歳～3歳6カ月。要申し込み) 申電話またはファクス(参加者の氏名と電話番号、参加希望日、託児希望の方は子どもの氏名、年齢も記入)で仙台すくすくサポート事務局☎214・5001、FAX214・8610  
特定健診はお済みですか  
仙台市国民健康保険の特定健診の受診期間は、1月31日(金)までです。受診されていない方は、早めに受診してください。  
●対象＝仙台市国民健康保険に加入している40歳～74歳の方(令和2年3月31日現在) ●持ち物＝特定健診受診券(送付済み)・国民健康保険被保険者証 ●登録医療機関で受診してください ●受診時に国民健康保険の資格を喪失している方は、受診できません ●特定健診受診券がお手元ない場合は、お住まいの区の区役所・総合支所に被保険者証を持参し、再発行の手続きを行ってください 問区役所家庭健康課、総合支所保健福祉課(☎は10ページ)

20歳になったら国民年金  
20歳の誕生日を迎えたら、厚生年金に加入していない方は、国民年金の加入手続きをしましょう。国民年金は、老後だけでなく、障害を持ったときや加入者が亡くなった場合にはご遺族にも支給され、万一の場合の備えにもなります。保険料の納付が困難なときは、保険料の免除申請ができますのでご相談ください(所得審査があります)。  
問区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課(☎は10ページ)

国民健康保険・後期高齢者医療保険料は1月20日に、介護保険料は1月22日にそれぞれ発送します。  
納めた保険料は、所得税と住民税の社会保険料控除の対象となりますので、確定申告などにご利用ください。  
なお、保険料を年金からの差し引きにより納めた方は、年金保険者から送付される源泉徴収票でご確認ください。  
問「国民健康保険料・後期高齢者医療保険料」区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課「介護保険料」区役所介護保険課、総合支所保健福祉課(☎は10ページ)

## 既存特定飲食提供施設に喫煙可能室を設置する場合は届け出が必要

健康増進法の改正により、望まない受動喫煙を防止するため、令和2年4月1日から、多くの方が利用する施設において、屋内は原則禁煙となります。

一部の施設においては、経過措置として店内の全部または一部を喫煙可能とする「喫煙可能室」を設置することができます。経過措置の適用を受ける場合は、市へ届け出が必要です。

●対象施設＝既存特定飲食提供施設(次の①～③の全てを満たす飲食店施設①令和2年4月1日時点で営業している②資本金または出資の総額が5,000万円以下③客席面積が100平方メートル以下)

●届け出者＝既存特定飲食提供施設の管理権原者(施設における受動喫煙防止対策の方針を決定する立場で施設の設備改修の権原を有する者)

●届け出方法＝市役所本庁舎8階健康政策課で配布する届出書(市ホームページからもダウンロード可)を郵送または直接持参  
問健康政策課☎214・8198

## 大雪への備えと対策を万全に

これから本格的な雪が降る季節を迎えます。皆さんの安全を守るため、次の点にご注意・ご協力をお願いします。

- ①テレビ・ラジオ等により気象情報を確認しましょう
- ②大雪時は足元が滑りやすくなるので、けがや事故に十分注意し、不要不急の外出はお控えください
- ③消火活動に支障が出る場合があるため、自宅近くの消火栓周辺の除雪をお願いします
- ④交通障害や事故を誘発する原因となるため、道路に雪を捨てないでください
- ⑤除雪作業の障害となるため、路上駐車をしないようご協力をお願いします

問①②危機管理課☎214・3049③消防局警防課☎234・1111④⑤道路保全課☎214・8381

### 除雪作業へのご理解とご協力をお願いします

除雪車は路面の雪を道路脇に寄せるため、通った後は門前に雪が残りますので、ご理解をお願いします。また、高齢者世帯など雪で困っている方には、地域での助け合いをお願いします。

問道路保全課☎214・8381